

「左沢と最上川の流通・往来の景観」(仮称)

国重要文化的景観の選定申出について

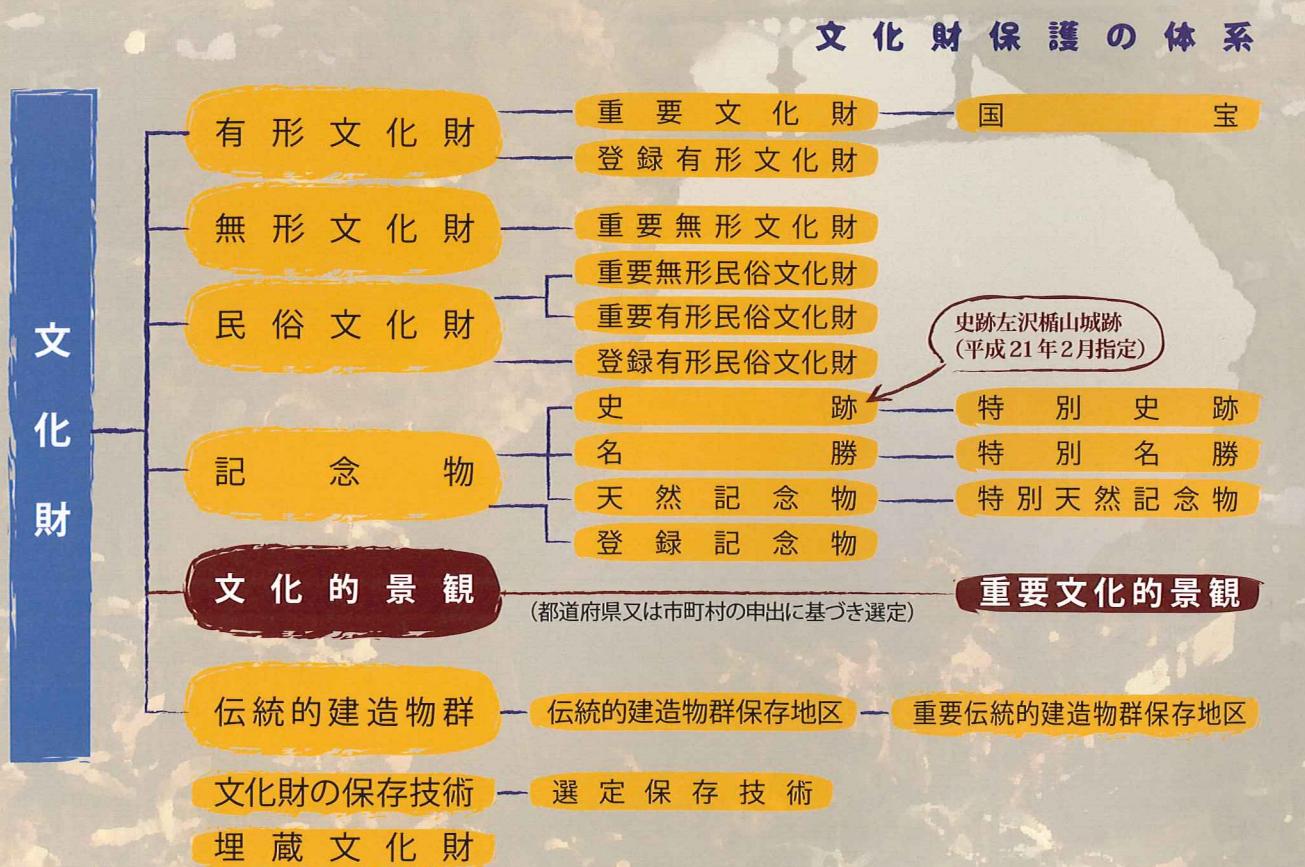
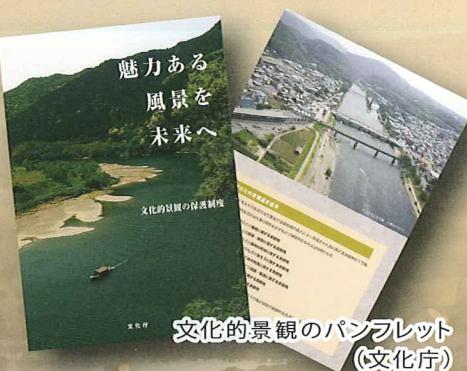
往来へ贈る、最上川とくらしの宮みの風景。

文化的景観って何だろう?

自然と共生するなかで育んできた原風景。風土に根ざして営まれた人々の暮らしや生業がしのばれる景観地。これらを「文化的景観」といいます。町では、大江町の自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた舟運文化が薫る景観の保全と優良景観の形成を目指して「大江町景観条例」が制定されています。

一方、国においては棚田や里山など、人々の暮らしや風土に結びついた地域特有の景観の重要性が見直され、平成17年4月からその保護を図るため、文化財保護法に基づき文化財の一領域として「重要文化的景観」選定の制度が施行されました。

この法律は文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義し、その保存・活用を目指しています。



「重要文化的景観」は、景観法に規定する景観計画区域内にあり、景観条例や保存計画策定など、保存のための措置が図られている文化的景観のうち特に重要なものが、都道府県または市町村の申出により選定されます。

大江町の「日本一公園」から眺めた景色は、川や山などの自然と、人々の暮らしが一体となって形成された文化的景観です。

町では平成20年度から、このような自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた良好な景観を次代につなげるため、「重要文化的景観」の選定を目指して、町の景観の魅力や特徴を調べ、その保存計画について検討を進めております。

文化的景観保護のしくみ

- 重要文化的景観に選定されると、景観の滅失またはき損や「重要な構成要素」の現状変更等について、文化庁への届出が必要となります。
- ただし、景観に与える影響が軽微な建築物や工作物の建築などは、町の景観条例や景観計画により保護を図ります。

文化庁

※修理・修景の経費を補助

●滅失又はき損の届出
(軽微な場合必要ない)

●現状変更等の届出
(軽微な場合必要ない)

●建築物の建築など景
観法・町景観条例で定
められた届出

●現状変更の届出に
係る必要な指導
助言又は勧告など

●景観計画の景観形
成基準に則った適
合通知又は勧告

所有者等

大江町

「左沢と最上川の流通・往来の景観」(仮称)
国重要文化的景観の選定申出について

未来へ贈る、最上川とくらしの営みの風景。

2. 大江町の文化的景観の魅力と特徴 左沢と最上川の流通・往来の景観

左沢は、最上川が五百川峡谷から村山盆地に流れ出る場所で、江戸時代には舟運の中継地として重要な役割を果たしました。最上川舟運は内陸部の左沢においても、「百目木甚句」に描かれたように「松前」「京」「博多」など全国的なスケールでとらえられました。

左沢はこのような舟運の恩恵と、月布川に沿って散在する農山村との互恵関係を背景に発展しました。江戸時代から囃子屋台などが練り歩く祭礼がおこなわれ、社寺には町人が舟運の安全を祈願しました。人々が暮らした左沢の街並みは、小漆川城の城下町として築かれた道路や、道路沿いの短冊地割に基づいて形成されました。

歴史的には室町時代に左沢楯山城が築かれ、その後の景観の原型が造られています。

今も左沢では、当時の町割りを継承した商店街に連なる店舗や土蔵とともに、最上川舟運の中継地において物資や人々が行き來した「流通・往来」に根ざした文化や信仰の痕跡を見ることができます。

「日本一公園」から望むことのできる、このような町の姿は、当地で営まれた人々の暮らしの積み重ねを語る、日本中でここにしかない文化的景観です。

重要文化的景観 選定申出範囲と地区区分

■ 重要文化的景観の選定申出を予定する範囲は左沢の市街地（左沢1～13区、小漆川区周辺）及び楯山と最上川の河川区域です（右図参照）。

■ 文化的景観の保存と、これからの景観形成を考えるために、申出範囲を3地区に区分しました。

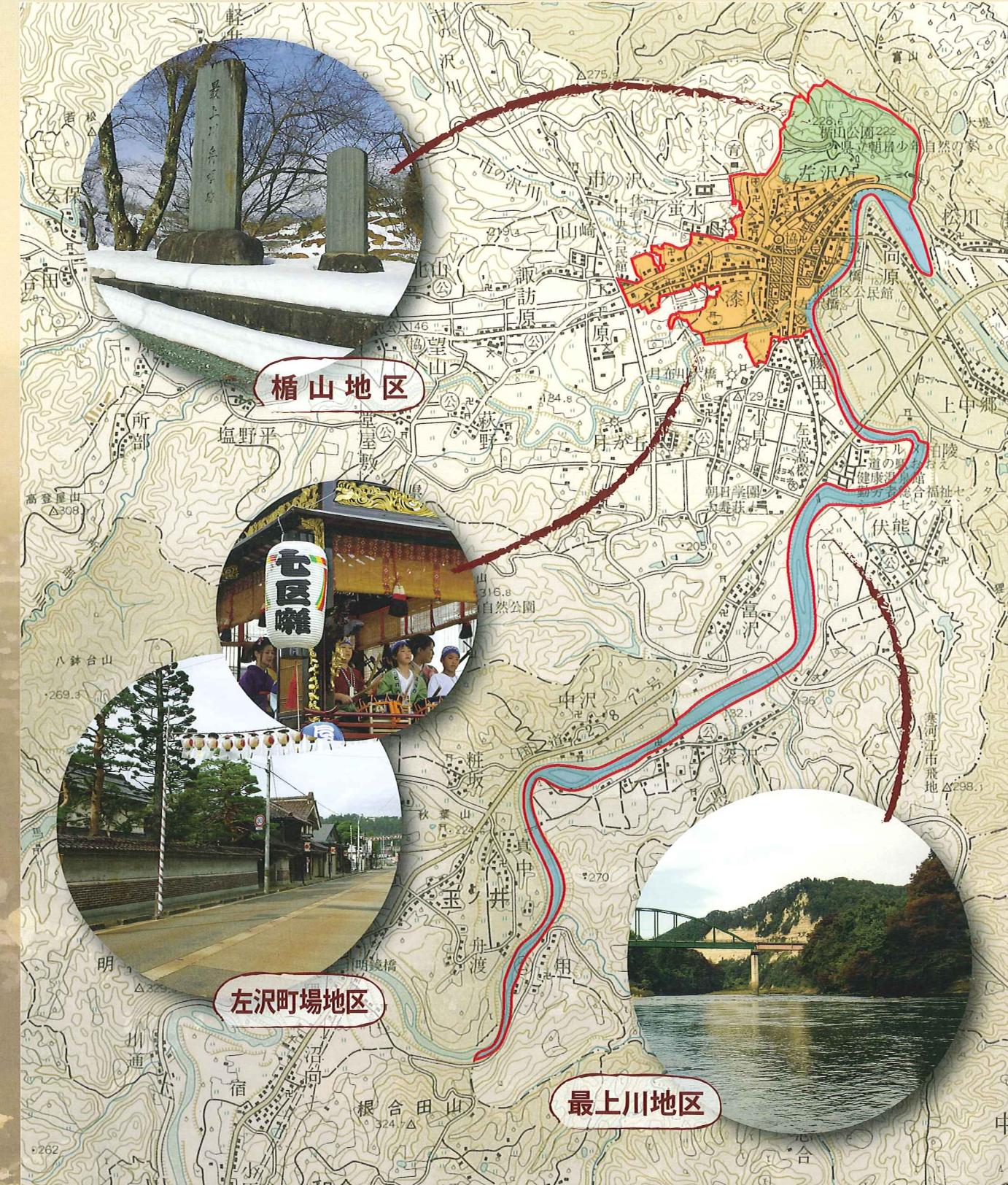
「最上川地区」 … 7ページ

「左沢町場地区」 … 8ページ

「楯山地区」 … 10ページ

各地区の特徴と文化的景観保存の方針（「左沢と最上川の流通・往来の景観保存計画（案）」より要約）は、上記ページをご参照ください。

「左沢と最上川の流通・往来の景観」として
重要文化的景観選定申出を予定する範囲（赤線内）



「左沢と最上川の流通・往来の景観」(仮称)
国重要文化的景観の選定申出について

未来へ贈る、最上川とくらしの営みの風景。

文化的景観の保護制度

3. 文化的景観の保存計画と町景観計画

町では、文化的景観「左沢と最上川の流通・往来の景観」について、重要文化的景観選定の制度を利用した保存と、まちづくりへの活用を図るために、選定申出に必要な文化的景観の保存計画（「左沢と最上川の流通・往来の景観」保存計画）策定作業を進めています。

保存計画では、前頁のとおり3つに区分した各地区について、調査で分かった特徴を生かした景観の継承を図るため、景観づくりの方向性を示す保存の基本方針と、それに基づく保存の方策を定めます。

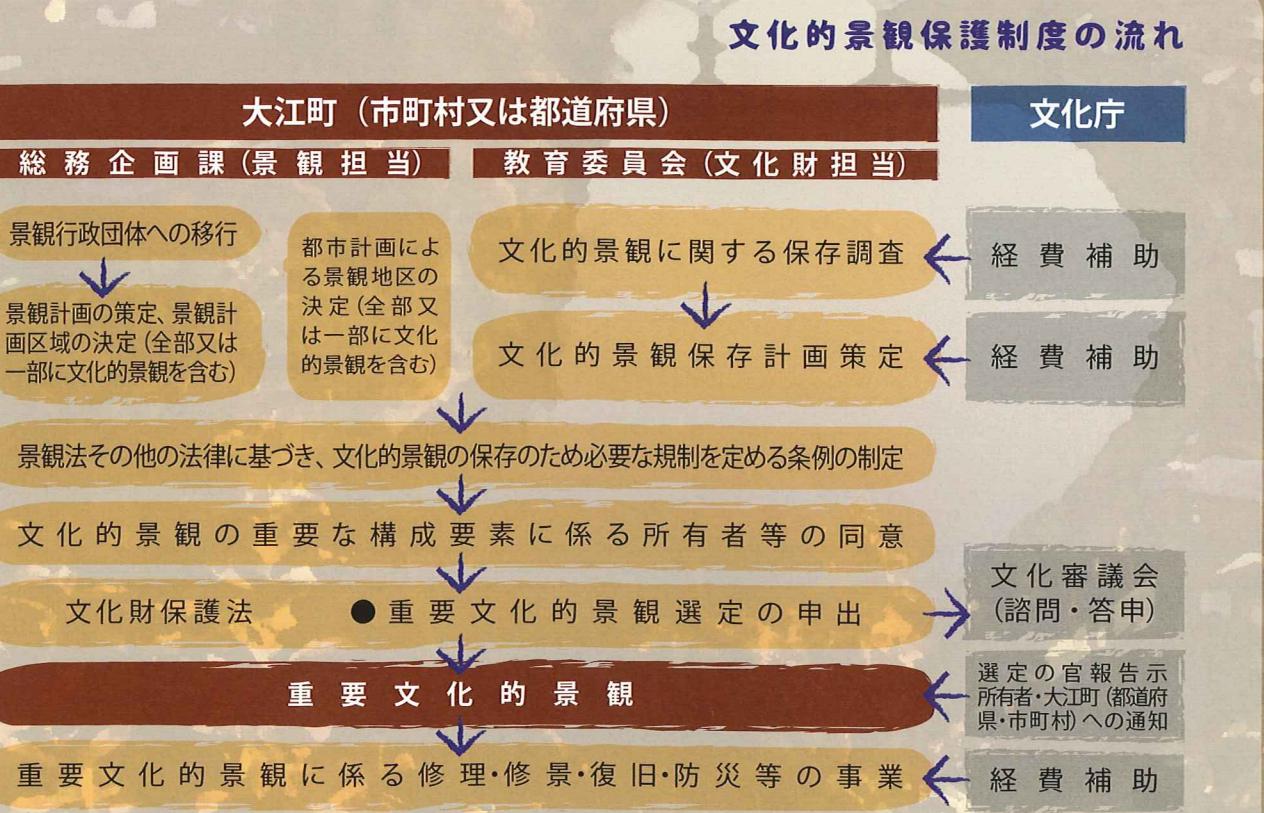
また、文化的景観は、町の景観条例等で保護を図る必要があります。そのため、本町においては条例に基づいた「景観計画」について、文化的景観を生かしてより良い景観形成を図るために、一部変更を予定しています。文化的景観の保存計画としては、この景観条例と景観計画によって、文化的景観の基本的な保護を図ることとします。

また、調査で特定した、左沢の景観に欠かせない街並みや建造物などを「重要な構成要素」（候補）と位置づけます。「重要な構成要素」は文化財保護法に基づいた現状変更等の届出により保護を図ります。保存計画では、届出対象となる行為などを定めます。

各地区の特徴と景観保存の基本方針 … 7ページ

「大江町景観計画」による保護 … 11ページ

「重要な構成要素」の継承 … 14ページ

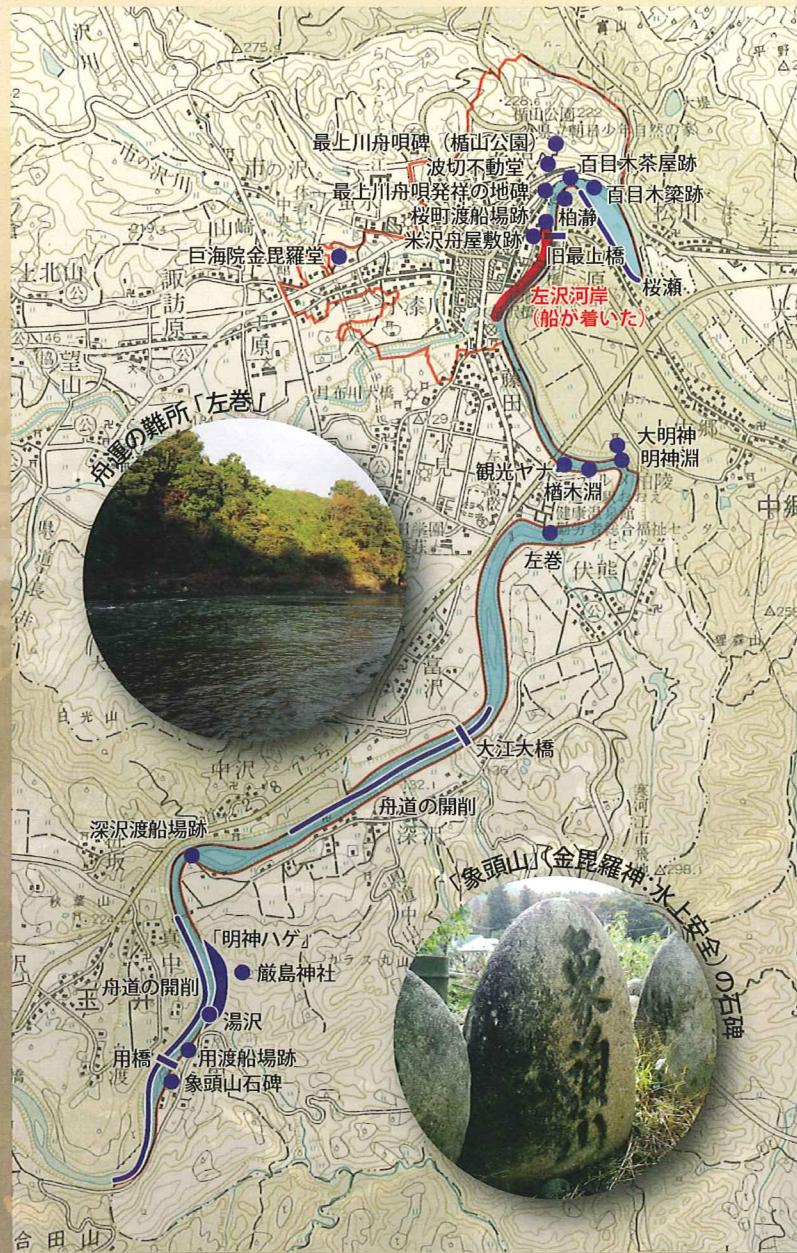


4. 地区の特徴と景観保存の基本方針

最上川地区の景観

大江町の最上川では、「用のハゲ」や「左巻」、舟道の開削跡など、舟運と関わる峡谷部の自然景観をみることができます。また左沢の「百目木」や「柏瀬」「綱手道」、民謡「最上川舟唄」など、川と暮らしが密接に関わって形成された風景や文化が継承されています。

最上川地区では、地区内の自然景観について、川の現状維持による保護に努めるとともに、川の環境や舟運の痕跡などに配慮して良好な景観の創出を図ります。



水色に着色された範囲が「最上川地区」です。
注記は最上川地区（又は最上川）と関わる要素です。

「左沢と最上川の流通・往来の景観」(仮称)
国重要文化的景観の選定申出について

未来へ贈る、最上川とくらしの営みの風景。

左沢町場地区の景観

4. 地区の特徴と景観保存の基本方針

4. 地区の特徴と景観保存の基本方針

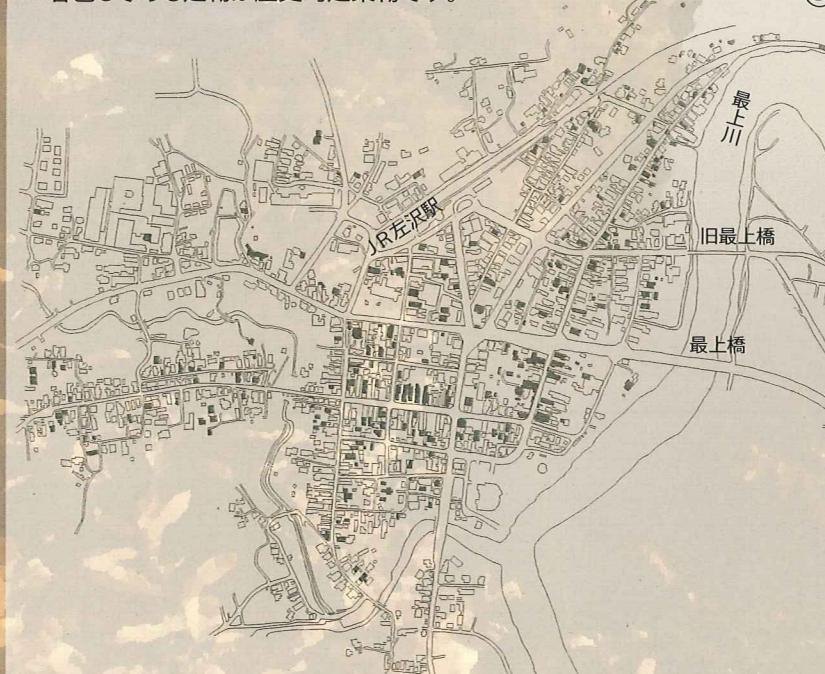
左沢の町場は最上川舟運の中継地で、西部の農山村を背景として、月布川の河口に開けた集落でした。このような物資集散地の環境を背景とした町の暮らしは、舟運安全が祈願された社寺や囃子屋台、旧家の佇まいなどからうかがうことができます。

また、左沢の町人が暮らした町場には、小漆川城下町として建設された道路や短冊地割を骨格として商店が並び、藩主の菩提寺などの社寺が置かれるなど、県内の最上川舟運の河岸や船着き場の集落のなかでも特徴的な景観が継承されています。

このような左沢の町場では、「御免町通り」「内町・横町通り」「原町通り」の連続した街並みの継承に努めるとともに、歴史的建築物や社寺など、町の特徴を表す建物の保護を図り、文化的景観を通じて新たな価値や魅力の再発見、PRに努めます。

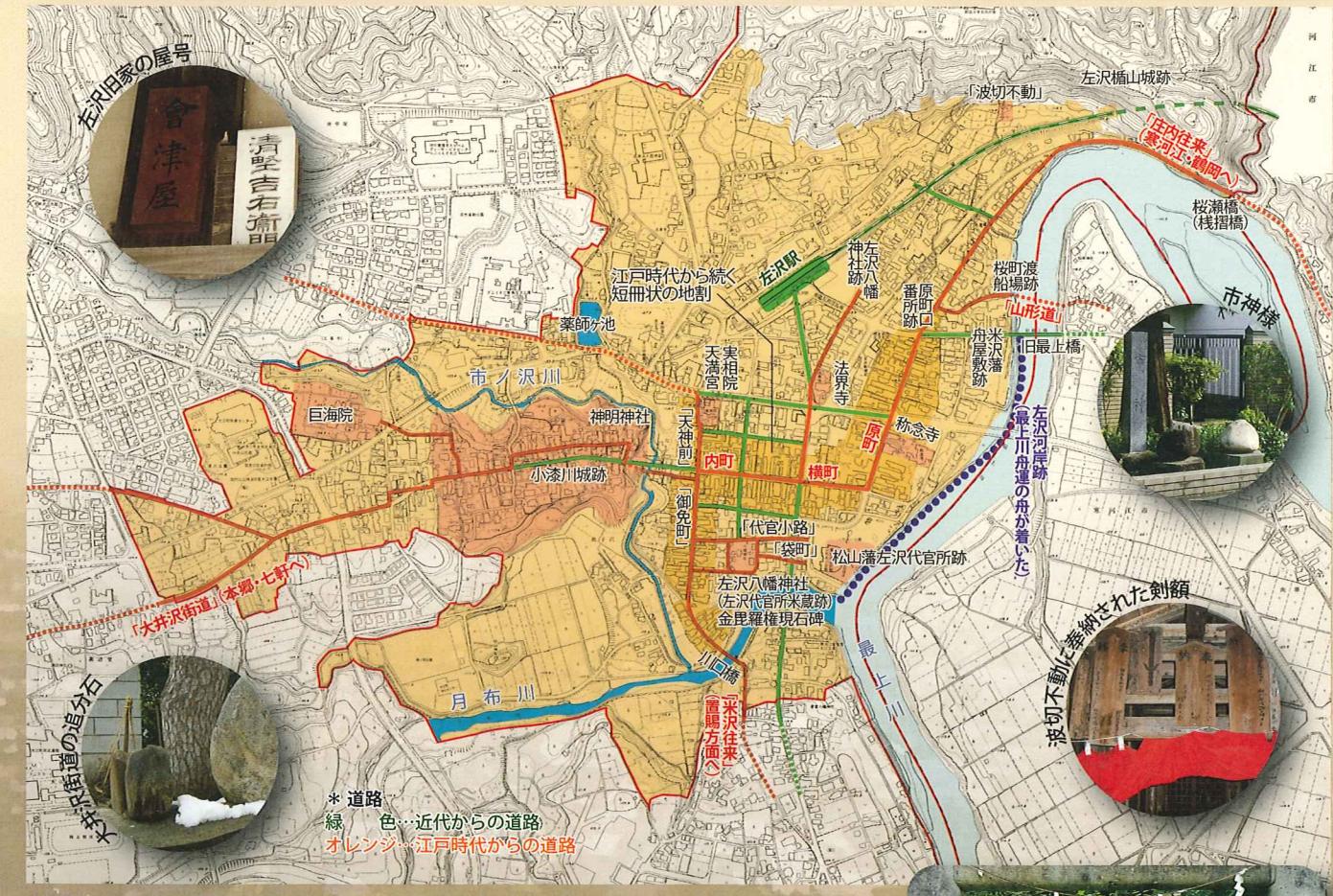


※着色してある建物が歴史的建築物です。



③「左沢御領内御絵図」より、18世紀（江戸時代）の左沢の街並み、②明治21年の字限図を基にした明治時代の左沢の土地利用…①と②及び現在の街並みを比べると、江戸時代の町屋や武家屋敷の地割、小漆川城の地形、御免町通り、内町・横町通り、原町通りなど主な道路などが、今まで継承されていることが分かります。

③左沢の歴史的建築物分布状況…志村氏による調査で歴史的建築物 273軒が確認されました（平成22年3月）。調査対象全体の約15%という高い割合を歴史的建築物が占め、土蔵だけをみても約5%という比率です。御免町、内町、横町、原町と旧来の往来沿いに多く分布し、種類は住宅80軒、土蔵70軒、店舗39軒のほか小屋、社寺などがあります。階高は2階建てが多く、屋根の形は切妻が約75%で、入母屋の約14%とあわせると、おおよそ9割に達します。外壁は漆喰が半分以上、次いで板葺き、トタン、モルタル、土壁と続きます。なお、範囲の一部は、現在追加調査中です。



着色された範囲が左沢町場地区です（最上川除く）。



「左沢と最上川の流通・往来の景観」(仮称) 、国重要文化的景観の選定申出について

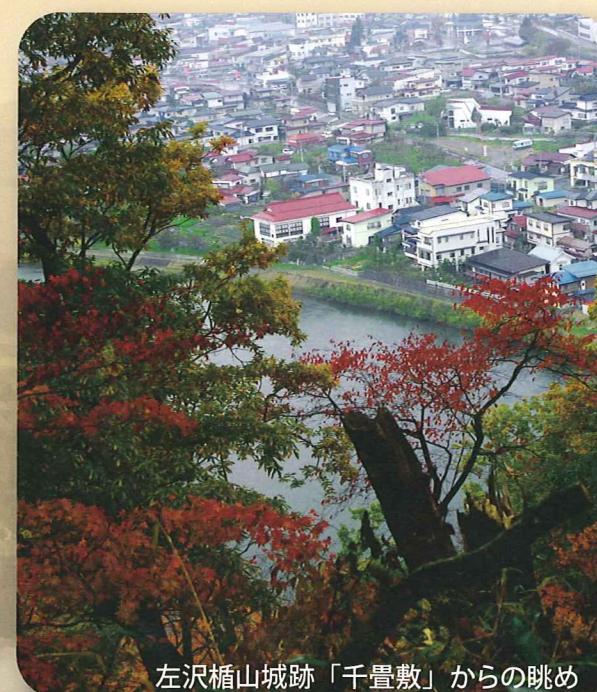
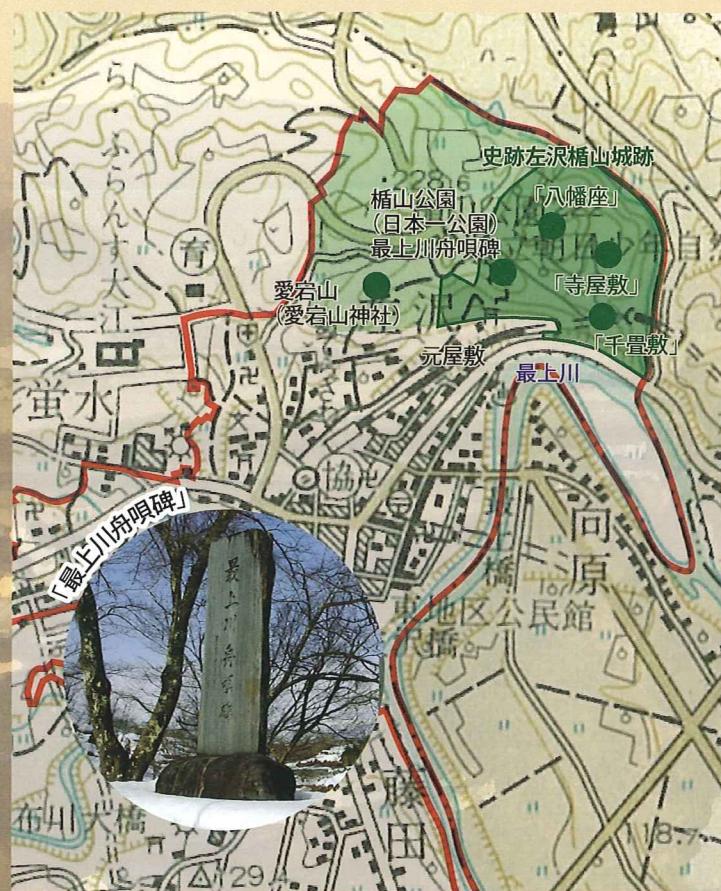
未来へ贈る、最上川とくらしの営みの風景。

4. 地区の特徴と景観保存の基本方針

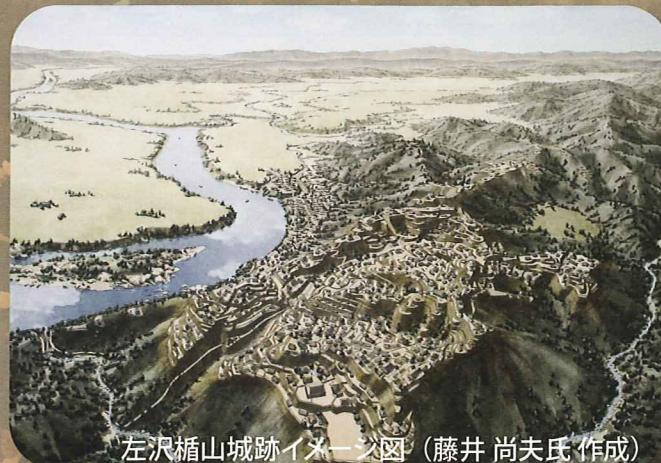
楯山地区の景観

楯山地区は国史跡左沢楯山城跡が所在し、城跡の地形や水陸交通の要衝を意識した立地がわかる眺望環境が継承されています。また、城跡には最上川舟唄碑が建てられて、町のシンボル的な眺めを望める「日本一公園」が所在します。

左沢楯山城跡では、城の地形や遺構を保存しながら史跡としての保存管理や整備を進めるなかで、「日本一公園」の景観に配慮します。地区全体では良好な山林環境の創出に努めます。



緑色に着色された範囲が「楯山地区」です。



左沢楯山城跡イメージ図（藤井尚夫氏作成）



「寺屋敷」の切岸（城跡の地形）

5. 「大江町景観計画」による保護

大江町景観計画の変更

大江町では平成19年3月に景観条例を制定、同年9月に景観計画を定めています。景観計画では大江町全域を景観計画区域とし、工事などをおこなう場合、届出が必要となっています。

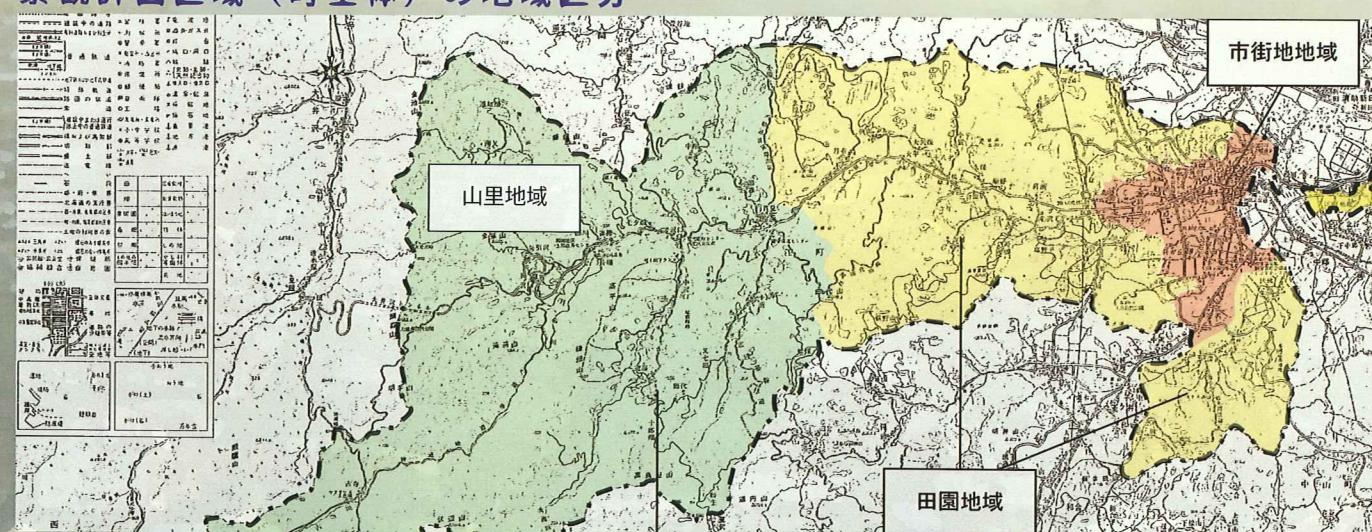
また、景観計画で「市街地地域」「田園地域」「山里地域」に区分して、それぞれ「景観形成基準」を定めています。併せて特に良好な景観を形成又は保全すべき範囲として「特別景観形成地区」「特別景観保全地区」を定め、各地域の基準に加えて景観形成基準を定めています。

工事などの届出はこの基準に基づいて審査し、基準に適合しない場合は勧告をおこないます。

文化的景観申出範囲は大部分が「市街地地域」に含まれており、また特別景観形成地区の「中央通り商店街地区」「原町地区」「駅前地区」「ゲート空間地区」「最上川河畔地区」、特別景観保全地区的「楯山地区」が含まれます。

このたび、文化的景観の調査で判明した町特有の特徴を生かした景観づくりを、重要文化的景観の制度と連携しながらおこなうため、「市街地地域」の景観形成基準と、申出範囲の特別景観形成又は保全地区の区域及び景観形成基準の見直しをおこないます。

景観計画区域（町全体）の地域区分



市街地地域 景観形成基準の変更点

建築物 ・住宅 ・店舗	形態 新設	削除 住宅の屋根は傾斜屋根を基本とすること 新設 周辺景観の調和に配慮すること
	色彩	変更なし 屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落着きのある色彩とすること 変更なし 外壁は彩度の低い色とすること
	高さ	変更なし 道路に面する部分は圧迫感を感じさせない空間づくりに配慮すること
	位置	変更なし 道路及び隣地境界に面する壁面は可能な限り後退されること
	緑化	新設 河川敷との境界は生垣や花壇により緑化に努めること 変更なし 道路に面する場所は花木などによる緑化に努めること

「左沢と最上川の流通・往来の景観」(仮称)
国重要文化的景観の選定申出について

未来へ贈る、最上川とくらしの営みの風景。

特別景観形成地区の変更

重要文化的景観選定申出範囲について、特別景観形成地区及び保全地区を変更し、選定申出を行う範囲の全てを「特別景観形成地区」とします。

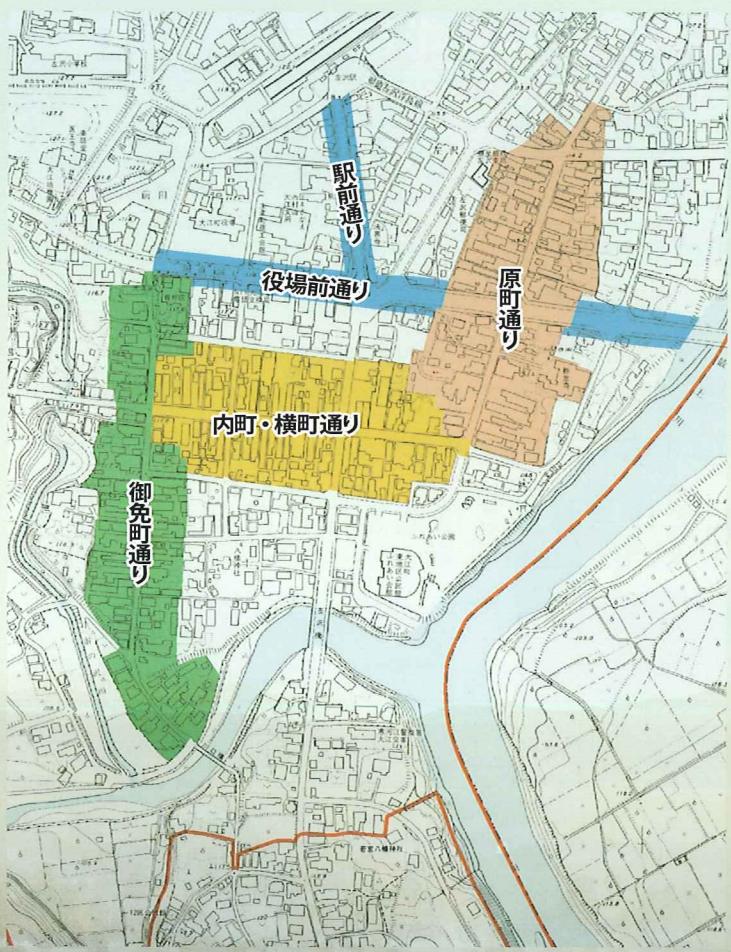
変更後の特別景観形成地区の区分は「楯山地区」「左沢町場地区」「最上川地区」として、それぞれ文化的景観による区分と同様の範囲とします。

変更後の特別景観形成地区の景観形成基準は以下の表の通りとなります。

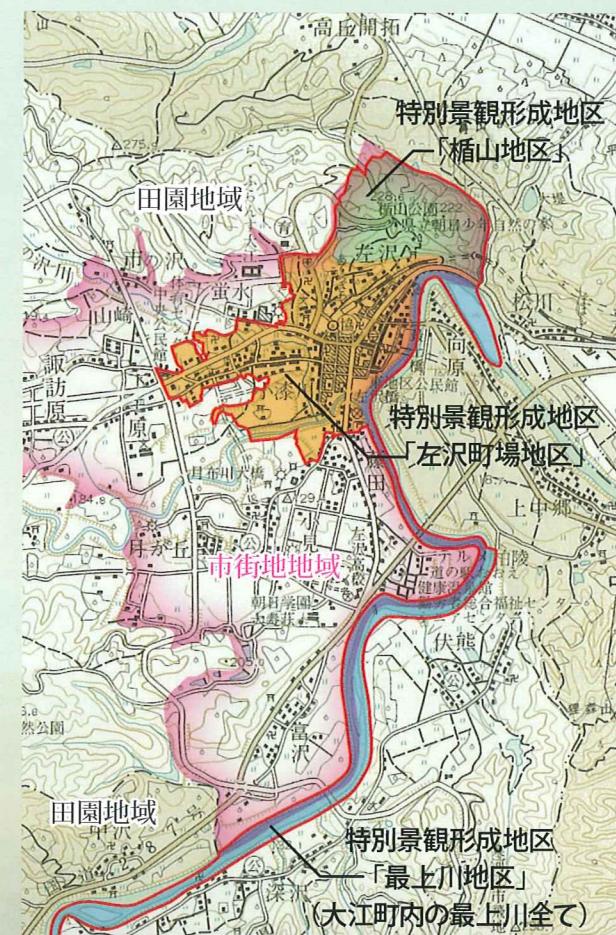
左沢町場地区については、地区全域を対象とした基準と、「御免町通り」「内町・横町通り」「原町通り」「駅前通り」「役場前通り」沿いを対象とした基準があります。地区全域の基準は表右欄の「全域」の枠に○、各通り沿いのみを対象とした基準は該当する通り枠に○を付けてあります。

左沢町場地区の景観形成基準

区分	景観形成基準	左沢町場地区				
		(全域)	御免町通り	内町・横町通り	原町通り	役場前通り
建築物 ・住宅 ・店舗	形態	○	○	○	○	
	色彩	○	○	○	○	○
	高さ	○	○	○	○	○
工作物	位置	○	○	○	○	○
	高さ	○	○	○	○	○
工作物 ・堀	形態	○	○	○	○	○
	形状	○	○	○	○	○
土地の形質の変更	形状	○	○	○	○	○



特別景観形成地区「左沢町場地区」の景観形成基準における各「通り沿い」の範囲



文化的景観選定申出範囲内の特別景観形成地区

最上川地区の景観形成基準

区分	景観形成基準
工作物	高さ 地形の連続性及び楯山の稜線に配慮した高さとすること
土地の形質の変更	形状 土地の形状変更は、必要最小限にとどめること

楯山地区の景観形成基準

区分	景観形成基準
建造物 ・住宅 ・店舗	色彩 外観は白又は土壁等自然素材の色で低彩度または無彩色を基本とすること 表の通りから望見できる場所の窓枠や扉などの建具には、木製の建具を摸した色彩(低明度かつ低彩度)を積極的に用いること
工作物	高さ 地形の連続性及び楯山の稜線に配慮した高さとすること
土地の形質の変更	形状 土地の形状変更は、必要最小限にとどめること

「左沢と最上川の流通・往来の景観」(仮称)
国重要文化的景観の選定申出について

未来へ贈る、最上川とくらしの営みの風景。

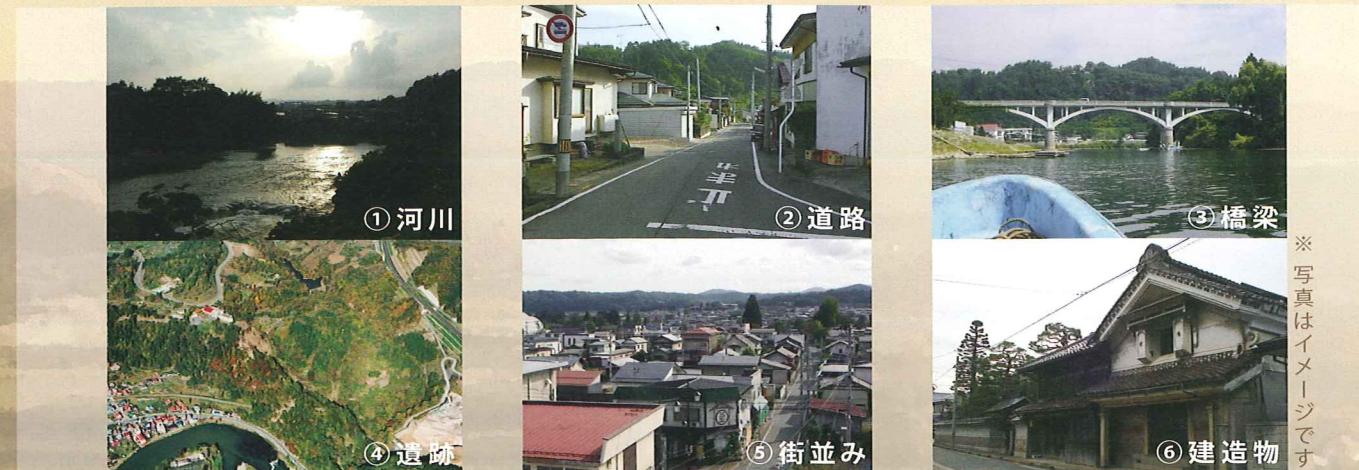
重要な構成要素の取扱い

6. 「重要な構成要素」の継承

左沢の景観に欠かせない重要な建物や河川、街並みは、文化的景観の保存計画で「重要な構成要素」と位置づけます。「重要な構成要素」について工事などをおこなう場合、工事等の内容により文化庁に現状変更等の届出をする必要があります。

文化的景観保存計画では、どのような行為をおこなう場合に文化庁への届出が必要になるのか、また、文化庁へ届出をおこなうために町との間でどのような協議が必要となるのかを定めます。

「左沢と最上川の流通・往来の景観」における重要な構成要素の種類



重要な構成要素（候補）一覧

① 河川	② 道路 「御免町通り」関連の道路・「内町・横町通り」関連の道路・「原町通り」関連の道路	③ 橋梁 江戸時代の「左沢御領内御絵図」
④ 遺跡 木橋のころの(旧)最上橋	⑤ 街並み 江戸時代から続く通りと地名など	⑥ 建造物 (検討中)
⑦ 小漆川城跡の街並み・城下と河岸の街並み・近代化により形成された街並み		
		※ 街並み以外の重要な構成要素の取扱基準は、各所有者等と調整をおこない定める予定のため、この資料では省略しております。

重要な構成要素（街並み）の取扱方針

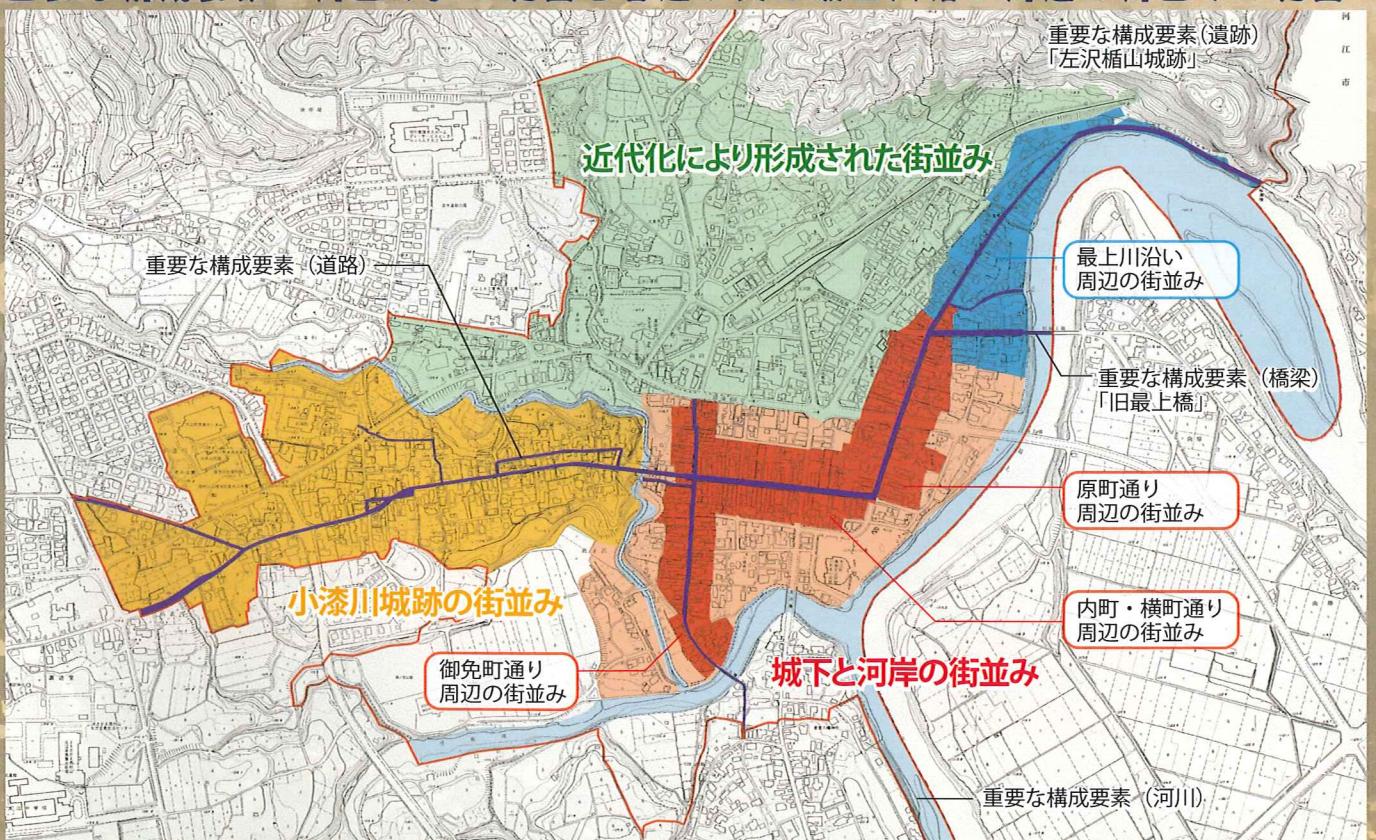
左沢市街地のほぼ全域が重要な構成要素「街並み」に含まれます。「街並み」の範囲内でおこなわれる工事等についても、文化庁への現状変更等の届出や、町教育委員会との事前協議が必要となる行為を定めています。

また、「街並み」は面積が広いため、全域について同一の方針を設けるのではなく、特に重要な「御免町通り」「内町・横町通り」「原町通り」「最上川沿い」周辺について、「街並み」全域で届出が必要となる行為に加えて届出が必要な行為を定めます。(下の図をご参照ください)。

※なお、「除去」以外の事前協議は、景観条例に基づいた届出を事前協議とみなします。教育委員会で届出の内容を確認し、現状変更に該当しないと判断された場合は、別途届出や協議をおこなう必要はありません。

対象範囲	教育委員会との事前協議の対象	文化庁への現状変更等の届出対象	「文化的景観に影響を与える行為」とは…
「街並み」全域	景観条例、景観条例施行規則の届出基準に該当する行為建築物等の一部または全体の除去	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法第4条第2項に該当する開発行為 ● 区画整理 ● 道路の新設や拡幅等 ● その他文化的景観に影響を与える行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歴史的建造物」の除去や道路から見える場所の色や形などが明らかに変化する増改築 ● 「歴史的建造物」は「第二次世界大戦終戦以前竣工または、同時代の工法や意匠を継承した建物」を指します。
御免町通り、内町・横町通り、原町通り、最上川沿い周辺の街並み		<ul style="list-style-type: none"> ● 移転・除去 ● 文化的景観に影響を与える行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の建物より高い、あるいは規模の大きい建物等を建てる場合 ● 「御免町通り」「内町・横町通り」「原町通り」「最上川」から見える場所について ● 建築物等の新築又は除去 ● 色や形が明らかに変化する建築物等の増改築や移転

重要な構成要素「街並み」の範囲と各通り又は最上川沿い周辺の街並みの範囲



7. 景観条例と文化的景観関連の届出

届出に関する手続きの流れ

町の景観条例に基づく届出と、文化的景観に関する届出及び事前協議の流れは、以下の図の通りとなります。

工事などをおこなう場合、総務企画課（景観担当）に景観条例に基づいた届出をお願いします。教育委員会では、この届出を重要な構成要素に関わる現状変更等の事前協議とみなします。

この届出（教育委員会にとって事前協議）内容が、文化庁に届出を必要とする現状変更等に該当すると判断した場合のみ、教育委員会から工事などをおこなおうとする方に連絡して、文化庁への届出をお願いすることになります。

届出等の手続きの流れ

